

## 神戸地裁判決 司法書士の代理権は『請求額』で140万円以内!



弁護士法人  
アディーレ法律事務所  
代表弁護士・再生コンサルタント  
石丸幸人 (東京弁護士会所属)



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的におこなう熱血弁護士。テレビ朝日系『スーパーモーニング』(毎週木曜日)にコメンテーターとして出演中。



現在注目を集める若手弁護士  
36歳・北海道室蘭市出身

●2008年11月10日、神戸地方裁判所において司法書士の代理権について先例となる判決が下されました。簡単にいえば「貸金業者が主張する額が140万円以内でなければ、司法書士は代理できない」という内容です。2003年4月1日より、司法書士は研修により140万円以内の範囲で代理権が認められるようになりました。しかし、この140万円以内という基準が、何に対して適用されるものなのかという点については解釈が分かれていました。

●司法書士に認められているのは、あくまでも簡易裁判所における代理権であり、裁判外の交渉はこの延長線上にあることを考えると、裁判外の交渉も訴訟に至った場合に簡易裁判所で審理されるかどうかを基準に考えるのが自然です。そして、簡易裁判所で審理されるのは140万円以内の請求権であり、それは請求者、すなわち貸金業者が主張する額です。

●しかし、司法書士会はこれとは異なる見解をとり、依頼者が受ける経済的利益、つまり減額される額が140万円以内であれば代理をしてもよいとしていました。例えば300万円を請求されている場合でも、200万円の分割返済の和解ができれば、依頼者の経済的利益(=減額される額)は100万円であるから、140万円以内であり、代理をしてもよいとの見解です。

●実は、この見解には大きな問題がいくつかあります。まず第一に、経済的利益、つまりいくら減額されるかは、依頼をする時点では不明であり、交渉の結果次第によって司法書士に代理権があるかないかの結論が変わってしまうという点です。交渉の結果により、依頼者は改めて弁護士に依頼をしなければならなくなる可能性があり、依頼者の利益を大きく害する危険があります。第二に、この見解によると司法書士と依頼者との間の利益が対立するという点があります。司法書士の能力が高く、大きな減額を受ける交渉をすればするほど、経済的利益が大きくなり、司法書士に代理権がないという結論を導くという矛盾です。第三に、交渉が決裂し、裁判になった場合、依頼者に決定的な不利益が生じる点です。例えば、上記の300万円を請求されているケースの場合、交渉が決裂し、貸金業者が裁判を起こした場合、請求額は300万円となり、140万円を超えるため、当然司法書士に代理権はなく、依頼者は改めて弁護士に裁判対応を依頼しなければなりません。

●神戸地方裁判所は、上記の問題点を指摘し、問題となった司法書士の代理行為を『非弁行為』であると断じました。140万円以内かどうかは、個々の貸金業者ごとではなく、『全体の借金額を基準』に判断されます(日弁連法的サービス対策本部)。代理権を持たない司法書士に依頼した場合、その交渉や和解は無効となり、最悪の場合、支払ったお金は戻ってこない事態もあり得ます。全体の借金額が140万円を超える場合は、不測の事態を防止するため、必ず弁護士に依頼すべきです。神戸地方裁判所の判決により、今後、弁護士会が司法書士に対する非弁行為の摘発を行うことが予想されます。司法書士の代理権について法改正を早急に行う必要が高いことを改めて認識させられた判決です。

【アディーレ法律事務所について】個人・中小企業の債務整理専門の法律事務所。代表弁護士の石丸幸人が、2004年10月に自宅の一室で弁護士業務をスタートし、これまでに約19,000件の債務整理案件の処理を行う。所員は220名を超え、サンシャイン60に事務所を構える。ヤミ金がらみの債務整理案件も積極的に取り組み、全国に500万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のために、事務所の全国展開を目指している。2008年10月、大規模な法律事務所としては日本で初めてプライバシーマークを取得。

・本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および、代表弁護士・石丸幸人への取材等については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当: 山田 TEL: 03-5950-0268

〒170-6037 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60/37F Email:s.yamada@adire.jp URL:http://www.adire.jp